

A 3 4

5年保存(常)  
(平成33年12月31日まで)

F N . A 3 - 2 - 0

鹿相 第 1 0 号

鹿搜 第 2 0 号

平成28年2月9日

各部長  
各参事官 殿  
各所属長

本 部 長

担当 被害者支援係 Tel

#### 「性暴力被害者サポートネットワークかごしま」の設立及び運用について（通達）

本年2月10日、本県において、性犯罪・性暴力被害者（以下「性暴力被害者」という。）の支援の充実等を図るため、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター（以下「支援センター」という。）、鹿児島県産婦人科医会（以下「産婦人科医会」という。）、鹿児島県（以下「県」という。）及び鹿児島県警察（以下「県警察」という。）の4者による「性暴力・性犯罪被害者への支援における連携・協力に関する協定」が締結され、これに基づいて「性暴力被害者サポートネットワークかごしま」（以下「サポートネットワーク」という。）の運用を開始することとなったことから、下記のとおり、性暴力被害者の対応等について職員に周知し、適切な被害者支援が行われるよう留意されたい。

#### 記

##### 1 サポートネットワーク設立の趣旨

性暴力被害者は、人の尊厳を踏みにじられる行為により、身体的・精神的に極めて重い負担を強いられているが、精神的ショック、羞恥心、周囲の無理解等から、誰にも相談できず、必要とする支援が受けられない。警察への被害申告を躊躇するなどの被害の潜在化が問題とされ、関係する機関・団体が連携・協力して可能な限り1か所で支援を提供できる、又は、関係機関に確実につないで支援ができる、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの必要性が示唆してきた。

こうした現状から、本県では、支援センター、産婦人科医会、県及び県警察の4者において、相互に連携・協力して被害者支援にあたるサポートネットワークを設立し、性暴力被害者が安心して相談できる環境を整備することによって、被害者の心身の負担軽減、健康回復を図り、警察への届出促進と被害の潜在化防止を図ろうとするものである。

##### 2 運用開始年月日

平成28年2月10日

##### 3 支援対象者

- (1) 強姦、強制わいせつ等の法令に規定する性犯罪の被害者及びその家族等
- (2) 本人の同意のない、あるいは、意思に反した性的被害を受けた者及びその家族等

##### 4 連携・協力内容

## (1) 県警察

被害者への支援における連携・協力に賛意を示した病院及び診療所（以下「協力病院」という。）並びに支援センターとの連携・協力は、性暴力被害者の同意や要請があることを前提として、次のとおりとする。

## ア 協力病院との関係

- (ア) 協力病院に対して、診察・治療、被害の確認、証拠採取等（以下「証拠採取等」という。）を依頼する。
- (イ) 協力病院に対して、証拠採取等が適切に行われるための性暴力被害者に関する情報を提供する。
- (ウ) 協力病院から臨場要請等があった場合は、速やかに対応する。

## イ 支援センターとの関係

- (ア) 支援センターに対して、必要な情報を提供し、支援を依頼する。
- (イ) 支援センターから被害申告、事件相談等の依頼があれば、これに対応する。

## (2) 支援センター

- ア 性暴力被害者やその家族からの相談に対応し、警察への被害申告等の働き掛けを行う。
- イ 性暴力被害者の同意や要請を得て、協力病院の紹介、病院、警察、検察庁、裁判所等への付添いその他必要な被害者支援に関する機関・団体の紹介等を行う。

## (3) 産婦人科医会

- ア 協力病院に対して、次の協力を要請する。
  - (ア) 性暴力被害者の同意や要請を得て、警察に対する被害申告、相談及び臨場要請等の通報
  - (イ) 警察からの依頼を受け、性暴力被害者の診察・治療、被害の確認、証拠採取等の実施
  - (ウ) 性暴力被害者の同意や要請を得て、支援センターに対する支援依頼
- イ 協力病院に対して、被害者支援に関する研修等を行う。

## (4) 県（県民生活局生活・文化課）

- ア 総合相談窓口として性暴力被害者からの相談対応、警察への被害申告・相談の働きかけを行う。
- イ 性暴力被害者の同意や要請を得て、協力病院の紹介や被害者支援施策の案内を行う。

## 5 基本的な運用要領

サポートネットワークにおける警察の基本的な運用要領については、別に定める。

## 6 運用上の留意事項

## (1) 教養の徹底

関係機関からの要請に迅速的確に対応できるよう、職員に対し、教養の徹底を図ること。

## (2) 臨場時等における配慮

性暴力被害者及び協力病院の要請により臨場する場合は、一見して警察と分からぬ車両の使用や私服による臨場等、性暴力被害者の心情に配意した対応を行うこと。  
また、必要に応じて警察署、自宅等への送迎についても配慮すること。

## (3) 協力病院に対する事前連絡

性暴力被害者の同意や要請により、警察官が協力病院に同行する場合は、事前に協

力病院に連絡し、診察等の協力が可能であるか確認すること。

診察等の協力が可能な場合は、あらかじめ、被害概要等の説明を行うとともに、証拠採取等の依頼と公費負担制度について説明すること。また、病院への出入りや待機時において、一般来院者と不用意な接触が生じないよう、職員通用口や別室の利用等の協力依頼をすること。

(4) 証拠採取の説明等

協力病院において性暴力被害者から証拠採取を行うにあたっては、性犯罪捜査採証キットを携行し、受診前に医師に対し事案の内容に応じた採証要領を説明すること。

また、採証の際は、女性警察官が性暴力被害者に同行して立ち会うこと。

(5) 支援センターに対する情報提供等

支援センターに対して、性暴力被害者の人定、被害概要等を提供し、具体的支援を依頼する場合は、「犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領の制定について（通達）」（平成26年3月24日付け鹿相第44号ほか）の定めによること。

(6) 相談室等の活用

性暴力被害者から事情聴取等を行う際は、来署者等の目に触れる場所での対応は避け、相談室等を活用するなど、性暴力被害者のプライバシーが守られ、安心できる環境において行うこと。

(7) 個人情報の保護

診察・治療等を行うに際して、協力病院に性暴力被害者の個人情報を提供する場合は、必ず性暴力被害者の同意を得て行い、関係者以外に漏れることのないよう秘密の保持を徹底すること。

(8) 協力病院のリスト

協力病院のリストについては、別途通知するが、来署者等の目に触れないよう、取扱いには十分注意すること。

(9) 協力病院以外の医療機関に対する対応

性暴力被害者が協力病院での診察・治療等を望まず、協力病院以外の医療機関での診察・治療等を行う場合や協力病院以外の医療機関から臨場要請等があった場合も、協力病院に対する対応と同様に行うこと。

## 7 広報活動の推進

性暴力被害者は、相談窓口、支援内容等に関する情報不足から、受けられるべき支援を受けられず、そのことが被害申告を躊躇させる原因の一つとなっていることから、サポートネットワークの広報活動を積極的に推進すること。